

こんにちは。

きょうは、第7回ですよ。

では、早速。

## 第7回

分割返済の場合の注意点は？

分割返済の場合は、ここに注意しろ！

設定としては・・・

一括返済で約束している場合で、  
債務者が払えないので分割返済にする場合です。

もしくは分割返済の月々の金額を少なくする場合ですね。

前回のメールでも言いましたが、  
このような場合には必ず保証人交渉をしてください。

これは必ずです。

何の条件も無しに、  
分割などにしないでください。

担保は難しいかもしれませんが、

まず第一に保証人、担保交渉をする。

これ、鉄則です。

次に公正証書の作成です。

公正証書を作っておけば、  
裁判の判決を経ないで強制執行できますから。

作れるのであれば、作ってくださいね。

公正証書については、  
また次回にお話させていただきます。

分割返済に変更すると決まったときには、  
利息や損害金などもしっかり決めてください。

それだけのリスクを背負うわけですから、  
利息や損害金も要求して良いと思いますよ。

そして、しっかりと借用証書を作ってくださいね。

借用証書には、  
「期限の利益喪失約款」を必ず入れてください。

これは、1日でも遅れたら、

一括返済ですよ、っていう条項です。

必ず入れてくださいね。

これについては、  
ネットで調べればすぐに見つかると思います。

すぐに検索してみてください。

また、借用証書を作る際には、  
債務者に実印を押させて、印鑑証明を預かってください。

これは証拠能力を強くし、  
そして債務者への教育になりますからね。

やれることはやってくださいね。

ちょっと話しをそれますね。

僕は、あなたに  
いろんな行動を促しています。

もしかしたら、負担かもしれません。

やれることはやる、もしくは、言うことは言う。

というのは、債務者教育なんですよ。

最初に話したと思うんですが、  
債務者は「うるさい」ところから返すんですよ。

ですから、あえて「うるさい」ことをしているんです。

ですので、債務者が言うことを聞かないかもしれませんが、  
言うこと、やることだけはやってみてくださいね。

こういった積み重ねが債権回収につながりますからね。

では、話を戻しますね。

分割返済が始まったとき・・・

毎月の支払の  
入金する確率が上がる方法があるんです。

それが「入金案内」なんです。

入金日の前の日に必ず電話を入れるんです。

もしくは入金日の前に届くように、  
郵便で入金案内をするわけなんです。

「\*\*月\*\*日は入金日ですよ」

って、知らせるんです。

ある意味、期限前の督促と一緒になんですよ。

債務者は怒るかもしれません。

しかし、ひるんではいけませんよ。

もともと、返済が遅れている債務者なんです。

怒ったら言ってください。

「すみませんでした。では入金よろしくお願ひしますね、ガチャ」って。

これ、僕が働いていた商工ローンでやっていたんですが、  
入金率が格段に違って来るんです。

最初は債務者も怒るかもしれませんが、  
そのうち「またか」で終わります。

そして、そのうち「ああ、明日か、忘れてたよ」  
になるかもしれません。

ですので、できるようでしたらやってみてください。

無理は言いませんが・・・

大切な債権を守るためですから。

また、分割返済が始まって、  
債務者の返済が遅れた場合には、  
一括返済を請求してくださいね。

こんな具合です。

「借用書には、1日でも遅れたら一括返済って書いてあるんですよ。」

「今すぐ一括で返済してくださいよ。」

これ、期限利益の喪失条項のことです。

もしくは保証人が付いているのであれば、  
こんな具合です。

「じゃあ、保証人さんに一括返済してもらいますね」

これ、超～効きますからね。

こんな意味も含めて、  
保証人交渉は大切なんですよ。

で、ダメ押しに言ってください。

「裁判所の裁判官でも、一括返済しなさいって言いますよ。」

「裁判所で決着つけますか？」

みたいなことを。

分割返済は、商売でやるなら、  
利息や損害金のうまみはありますよ。

しかし、ご自身の債権では、  
まったくのうまみは無いと思いますので・・・

きっちり言うべき事を言って、  
きっちりやるべき事はやらせてくださいね。

それでは、今日はこの辺で。

健闘をお祈りいたします。

MR. Kとは

<http://profile.ameba.jp/kame-zimu/>